添付法令資料 4:

電力輸送網自由エリアに位置する土地、建物及び/又は植物に対する補償に関する 2018年5月2日付インドネシア共和国エネルギー鉱物資源大臣規程 No.27(目次) 同月4日施行

- 第1章 総則(第1条及び第2条)
- 第2章 土地、建物及び/又は植物に対する補償(第3条ないし第6条)
- 第3章 補償の計算式 (第7条)
- 第4章 補償活動の実施
 - 第1節 補償実施の準備(第8条)
 - 第2節 評価機関の指示(第9条)
 - 第3節 補償額の決定(第10条)
 - 第4節 補償の支払い(第11条)
- 第5章 土地権保有者及び電力供給事業許可保有者の権利 (第12条)
- 第6章 電力輸送網の撤退における損害賠償(第13条)
- 第7章 報告(第14条)
- 第8章 指導及び監督(第15条)
- 第9章 国及び慣習地により所有され、及び/又は支配される土地、建物及び/又 は植物に対する補償(第16条)
- 第 10 章 経過規定(第 17 条)
- 第11章 終則 (第18条及び第19条)